

佐賀市こども誰でも通園制度を実施します。

事業期間：令和6年7月1日～令和7年3月31日

利用するためには、事前の利用認定が必要です。

<p>対 象 者</p>	<p>事業期間において、以下のいずれにも該当するお子さんが対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀市に住民登録がある ・ 0歳6か月～3歳未満 ・ 認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業施設、家庭的保育事業施設、事業所内保育事業施設及び企業主導型保育施設に通っていない <p>※企業主導型保育施設以外の認可外保育施設に通っているお子さんは対象です。</p> <p>【利用可能開始日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出生後6ヵ月から利用可能です。 <p>例：(出生日) 令和6年4月10日 (利用可能開始日) 令和6年10月10日</p> <p>【利用可能最終日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳を迎える前日まで <p>例：(出生日) 令和3年12月25日 (利用可能最終日) 令和6年12月24日</p>
<p>利用できる時間</p>	<p>利用児童一人につき月10時間まで利用できます。</p> <p>※前月や翌月分の利用はできません。</p>
<p>利用方法</p>	<p>ご利用の前に、あらかじめ事業利用認定申請を行う必要があります。</p> <p>利用認定通知を受けた後、実施施設に直接予約してください。</p> <p>※毎月1日から翌月分の予約が可能です。</p> <p>※実施施設にて事前面談が必要な場合があります。</p>
<p>利用者負担金</p>	<p>利用児童一人につき1時間あたり300円となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給世帯：受給証明書を提示した場合 0円/一人1時間 ・ 非課税世帯：非課税証明書を提示した場合 60円/一人1時間
<p>実施施設</p>	<p>市内5施設で実施予定です。</p> <p>※現在、受入れ定員、実施時間等について調整中</p>

<p>スケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申請受付開始：5月1日(水) 午前9時から ・ 利用認定通知送付：6月上旬予定 ・ 施設予約開始：6月17日(月) から7月利用分を予約可能 ※8月以降利用分の予約は、前月1日から可能です。 ・ 施設利用期間：令和6年7月1日(月) から令和7年3月31日(月)
<p>応募受付・ 問い合わせ先</p>	<p>〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市子育て支援部 保育幼稚園課</p> <p>(利用認定に関すること) 入所・入園係 ☎0952-40-7286</p> <p>(本事業に関すること) 幼保事業係 ☎0952-40-7294</p>



利用当日

- ※該当する場合は以下の書類を施設へ提示ください。
- ①特別児童扶養手当証書
- ②療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ③医師により②と同等と診断された診断書

利用状況報告（毎月）
利用実績報告（年度末）

指導監査

- ※巡回、相談対応
- ※定期指導監査

④ 施設利用の予約

- ※毎月1日から翌月分の予約可能
- ※予約方法等は施設 HP・電話等で確認
- ※事前面談等は、施設に確認

⑤ 施設利用・利用料支払い

- （こども一人1時間あたり300円）
- ※必ずスタンプカードを持参してください。
- ※利用料の減免を希望する場合は、利用者は各種証明書を提示



① 対象のこども世帯へ案内通知

② 利用認定申請（市役所窓口）

③ 審査後、利用認定通知書郵送

こども誰でも通園制度「スタンプカード」を同封

